入会金及び会費規程

日本ハンドボールリーグ規約第１３条の規定に基づき、入会金および会費について、「入会金および会費規程」を次のように定める。

（入会金及び会費の額）
第１条 正社員の入会金及び会費は、次のとおりとする。
① 入会金 １０，０００，０００円
② 年会費 １０，０００，０００円

（入会金の納入期日）
第２条　正社員は、当該正社員承認の日から１か月以内に入会金を納入しなければならない。
２　前項の規定は、２０２４年１月３１日時点で日本ハンドボールリーグに加盟していたチームには適用しない。

（会費の納入期日）
第３条 正社員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンが属する年度の８月末までに一括して納入しなければならない。

（会費の分納）
第４条 正社員は、前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められる場合には、理事会の承認を得て、シーズン期間中に分割納入することができる。
２ 前項の規定に基づき分割納入する場合には、次の各号の書類を理事会に提出し、理事会の審査を受けなければならない。
① 一括納入が困難である合理的な理由を示す資料
② 分割納入に係る期間、分割して支払われる会費の金額および各支払期日を明記した資料
③ 前号に規定する支払期日に支払が可能であることを合理的に示す資料
④ その他理事会が必要と認めた資料
３ 分割納入の期間は、当該シーズンの最終公式試合開催日を超えないものとし、分割納入の回数は、４回以内とする。
４ 第１項に規定する理事会の承認は、前条に規定する納入期日の１ヶ月前までに開催される理事会において得なければならない。
５ 理事会は、分割納入の承認又は不承認を決定したときは、遅滞なく、当該正社員に対し、書面又は電磁的方法によりその結果を通知しなければならない。
６ 理事会により分割納入が不承認とされた正社員は、第３条に定める納入期日までに、入会金及び会費の全額を一括して納入しなければならない。
７ 理事会により分割納入が承認された正社員は、第２項第２号に定める各納入期日までに、当該期日に係る会費を納入しなければならない。正社員が当該納入期日までに納入をしなかったときは、理事長は、当該正社員に対し、書面又は電磁的方法により、１４日以上の期間を定めてその納入を催告しなければならない。当該正社員が、前項の期間を経過してもなお会費を納入しないときは、理事会は、分割納入の承認を取り消すことができる。
８ 前項の規定により分割納入の承認を取り消された正社員は、取消しの通知を受けた日から３０日以内に、

未納の会費の全額を一括して納入しなければならない。

９ 正社員が第 ３条及び本条第２項第２号に定める納入期日までに会費を納入しなかったときは、当該未納額に対し、納入期日の翌日から完済に至るまで年１４．６%の割合による遅延損害金を付加して納入しなければならない。

１０ 第７項の規定により分割納入の承認を取り消された場合における定款第１０条第１項第３号に規定する会費の滞納期間は、第８項の規定により一括納入すべき期限の翌日から起算する。

（振込）

第５条　入会金及び会費は、ＪＨＬが指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は正社員の負担とする。
２ 前項の規定は、第４条の規定により分割納入する場合における各回の会費の振込みについて、これを準用する。

（分納状況等の公表）

第６条 理事会は、理事会が必要と認める場合には、分割納入の状況を、理事会が別に定めるところにより公表することができる。

（改廃）

第７条 この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

［附則］この規程は、２０２１年７月１４日から施行する。

［改定］この規程は、２０２１年７月１４日から施行する。
この規程は、２０２４年３月１日から適用する。
この規程は、２０２６年９月３０日から適用する。

（分割納入に関する経過措置）

この規程による改正前の第4条の規定に基づき、本改定の適用日前に理事会の承認を得て分割納入をしている正社員の当該分割納入に係る期間及び回数については、第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
なお、本経過措置は、当該分割納入に係る会費の完納をもって、これを削除する。